

身体的拘束最小化への取り組みについて

患者さまの尊厳と自立を大切に、安心・安全に、その人らしく過ごしていただけるよう身体的拘束の最小化に取り組んでいます。

当院では、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

しかしながら入院環境の変化によって予期しない行動が見られる場合もあります。それは、全ての入院患者さまに起こる可能性があります。

入院によって起こりうる予期できない行動

せん妄の出現



認知症により治療や
入院生活に支障がある



治療のため必要なチューブの自己抜去



自傷行為・他の患者さんへの
悪影響



転倒や転落の危険性



離院や離棟の可能性



・患者さまに上記のような状況がみられた場合には、ご家族に連絡し、対応についてご相談させていただくことがあります。

・予期しない行動により、転倒や転落を起こし骨折や裂傷などの有害事象が発生した場合には、ご家族に連絡や相談させていただき適切な対処を行います。

身体的拘束の弊害

- 身体的拘束とは、治療上必要な安全を保てないと、複数の医療従事者が判断した場合、そのリスクを低減するために何らかの器具を使用し、患者さんの行動を制限する用具です。
- 身体的拘束による行動制限は、病気とは別の様々な弊害を及ぼす可能性があり、何よりも患者さまの人間としての尊厳を侵害することになります。



車椅子・安全ベルト



ミトン



クリップ式センサー

身体的拘束の方法

身体的拘束により、以下のような弊害が生じることがあります。

身体的拘束による弊害

認知症の進行



意欲の低下



せん妄の出現



転倒・転落



皮膚の損傷



- 身体的拘束による意欲の低下は、食欲の低下やリハビリなどの運動が進まないことから、免疫力の低下や日常生活動作の低下につながる恐れがあります。
- せん妄とは、病気や薬の影響など、何らかの理由で一時的に意識障害や認知機能の低下がおこる状態です。認知症と誤解されやすい症状が現れますが、まったく別のものです。

身体的拘束最小化の取り組みについてのご質問などがありましたら、お声かけ下さい。

おおやま病院・おおやま病院介護医療院

身体的拘束最小化への取り組み

当院では、身体的拘束最小化に向けて取り組みを行っています。

患者さんの中には、生命維持のために、やむを得ず身体的拘束が必要な場合があります。

やむを得ず身体的拘束が必要となった場合、早期に、解除できるように身体的拘束最小化チームが中心になり活動をしています。

R6年～R7年そして、

R8年と身体的拘束実施者は減少しています。

*R8年7月には身体的拘束者は0%となりました。今後も、継続できるよう取り組んでいきます。

